

(副業・兼業)

第 71 条 従業員は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。但し、従業員は会社より早出、残業、深夜労働、休日労働を命ぜられたときは、副業を理由にこれを拒んではならない。

2 従業員は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社で所定の届出を行うものとする。

3 第 1 項の業務が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

(1) 労務提供上の支障がある場合

(2) 会社の情報が漏洩する場合

(3) 会社の名誉や信用、信頼関係を損なう行為がある場合

(4) 競業により、会社の利益を害する場合